

補助金調書

| | | | | | | |
|---|--|--|----------|----------|--------------|--------------------------------|
| 補助金名 | 福岡市戦没者等遺家族援護事業補助金 | | | | 担当課 (連絡先) | 保健福祉局総務企画部総務課 (TEL711-4493) |
| 交付先 | 団体 | 戦没者等遺家族援護事業を継続的に行っている団体 | | | 区分 | その他の補助金 |
| 交付先決定方法 | 公募 | (公募の場合) 公募時期 | 通年 | | | |
| (公募の場合) 応募要件 | 戦没者等遺家族援護事業を継続的に行っている団体 | | | | | |
| (非公募の場合) 非公募の理由 | | | | | | |
| 補助開始年度 | 昭和32 | 年度 | 経過年数 | 65 | 年度 | |
| 補助金の目的 及び 補助対象事業 | <p>【補助金の目的】 戦没者等遺家族の処遇改善、生活相談等の福祉向上を図ること。</p> <p>【補助対象事業】 (1) 英霊顕彰に関すること。 (2) 戦没者等遺家族の未処遇問題の解決に関すること。 (3) 遺族未亡人、遺児の育成強化に関すること。 (4) 遺族相互の更正、福利に関すること。 (5) 戦没地現地墓参遺骨蒐集援助に関すること。</p> | | | | | |
| 補助金の終期 | 令和6 | 年度 | 延長回数 | 2 | 回 | |
| 終期を延長する理由 | 戦没者等遺家族の処遇改善や、生活相談等の福祉向上を図る事業は、補助金交付団体の活動報告によると追悼式や慰霊巡拝に係る参列者への呼びかけやバス手配、遺族の公務扶助料等の手続き支援などが継続的に実施されていることから、戦後75年が経過し遺家族の高齢化が進む今日において依然として必要性があり、本市としては、戦没者等遺家族援護事業について、支援を継続する必要があると判断したため。 | | | | | |
| 交付対象経費及び補助金の算定方法等 | 定率 | 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助対象事業の実施に要する経費のうち、予算の範囲内において、かつ補助対象経費に対し、9/10の補助率により算出された額を上限とする。 | | | | |
| (間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 | | | | | |
| 交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1) | 当該年度 | 前年度 | 前々年度 | 前々々年度 | | |
| | 件 | 1 件 | 1 件 | 1 件 | 1 件 | |
| | 3,500 千円 | 3,284 千円 | 3,500 千円 | 3,500 千円 | | |
| 前年度補助事業 の主な実施概要 | 戦没者慰霊祭・追悼式参列、戦没者遺族への相談対応、処遇改善のための活動 | | | | | |
| 補助金交付 による効果 | 団体の円滑な事業実施を支援することにより、会員の福祉向上に寄与している。 | | | | | |

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。